

令和7年度
一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

日 出 町

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3、日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の規定に基づき、令和7年度日出町一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 計画の目的

本計画は、日出町内で発生する一般廃棄物に関し、ごみの排出抑制と再資源化という視点を重視し、循環型社会の構築に向け、3R+Renewable活動を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費を節約し、また、循環的な利用を促進していくことを目的とする。

※3R+Renewable

Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用）・Recycle（再資源化）・Renewable（再生可能資源の利用）

2 一般廃棄物（ごみ）処理計画

（1）ごみ排出量見込み

①令和7年度ごみ排出量見込

（単位：t）

区分	もやすごみ	もやさないごみ	粗大ごみ	合計
委託収集	4,688	318	90	5,096
直接搬入	2,055	36	227	2,318
合計	6,743	354	317	7,414

一日一人当たりごみ排出量 533g

②令和7年度リサイクルごみ排出量見込。

（単位：t）

区分	びん	缶	ペットボトル	紙類	廃食用油	合計
委託収集	105.0	60.0	80.0	240.0	0.5	485.5
集団回収	3.0	6.0		65.0		74.0
合計	108.0	66.0	80.0	305.0	0.5	559.5

③令和7年度焼却量見込

一日一人当たり焼却量 663g

④令和7年度最終処分量見込。

最終処分量（埋立量） 257トン

（2）ごみ収集・運搬計画

①主 体 日出町（収集運搬業務を3社に委託）

- ・もやすごみ、もやさないごみ、リサイクルごみ （株式会社ベッキ）
- ・粗大ごみ （株式会社ティー・エイチ・シー）
- ・集団回収 （有限会社瀬戸商店）

②収集方式 戸別回収・ステーション回収併用

③収集区域 日出町全域

- ④収集日数 もやすごみ 31 1日（週休1日） ※1月1日～1月4日は休み
 もやさないごみ、リサイクルごみ 240日（月2回×12か月）
 粗大ごみ 48日（月4日×12か月）
 集団回収 12日（月1日×12か月）
- ⑤搬入先 もやすごみ、もやさないごみ、粗大ごみは藤ヶ谷清掃センターに搬入
 リサイクルゴミは、再資源化中間処理業者に搬入
 リターナブルびんは、洗びん事業者が回収・洗浄後に出荷

（３）中間処理計画

中間処理施設及び中間処理業者に搬入又は委託して処理する。

①処理方法

（ⅰ）中間処理施設（藤ヶ谷清掃センター）

- ・もやすごみ → 藤ヶ谷清掃センターで焼却後、焼却主灰は太平洋セメント株式会社に搬入しセメント資源化、焼却飛灰はキレート処理を行い、最終処分場に埋立
- ・もやさないごみ → 藤ヶ谷清掃センターで処理
- ・粗大ごみ → 藤ヶ谷清掃センターで処理
- ・危険ごみ → 藤ヶ谷清掃センターでストック後、再資源化業者に委託

区 分	高効率ごみ発電施設 （ごみ焼却施設）	リサイクルセンター （粗大ごみ等処理施設）
名 称	藤ヶ谷清掃センター	
所 在 地	別府市大字平道字藤ヶ谷次の333の3 電話 67-6111	
処 理 形 式	ストーカー式焼却炉	破碎、磁力選別、アルミ選別
処 理 能 力	235トン／24h （117.5トン／24h×2基）	25トン／5h
処理対象物	もやすごみ	もやさないごみ、粗大ごみ

（ⅱ）中間処理業者

- ・資源物（缶） → 中間処理業者に搬入、スチールとアルミに分類し、ストック後、独自ルートで再資源化処理
- ・資源物（ビン） → 中間処理業者に搬入、無色・茶色・その他に分類し、ストック後、容器包装リサイクル法の指定法人に引渡し
- ・資源物（ペットボトル） → 中間処理業者に搬入、ストック後、独自ルートで再資源化処理
- ・資源物（紙類） → 中間処理業者に搬入
- ・資源物（リターナブルびん） → 洗びん事業者が回収・洗浄・殺菌処理後、酒造業者に納入

(4) 最終処分計画

①基本方針

- ・ごみ減量施策の推進、ごみの資源化を行い、できる限り減量化をすることで、埋立てる量を低減し、延命化を図る。

なお、現在、埋立てを行っている焼却飛灰については、再資源化に向けて別杵速見地域広域市町村圏事務組合及び構成2市1町で継続して検討する。

- ・浸出水は、浸出水処理設備において処理し、関係法令に定める基準値を遵守し、江上川に放流する。

名 称	藤ヶ谷清掃センター埋立処分地施設					
所 在 地	別府市大字平道字藤ヶ谷次の 333 の 3 電話 67-6111					
埋 立 工 法	サンドイッチ工法					
埋 立 対 象 物	焼却飛灰 ※平成 25 年度までは焼却主灰、焼却飛灰、不燃残渣					
全 体 容 量	397,120 m ³		埋立地面積		24,636 m ²	
浸出水処理施設	雨水集水設備					
浸出水処理能力	300m ³ ／日					
浸出水処理方法	生物化学的処理及び物理化学的処理					
排 水 基 準	排出基準	水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/L	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD) mg/L	浮遊物質 量 (SS) mg / L	窒素含有量 (T-N) mg / L
	放流水	5.8～8.6	160	160	200	120 以下

(5) ごみ分別・区分

①家庭系ごみ（令和7年4月1日時点）

区分	収集回数	搬入先	処理
もやすごみ（可燃物）	週2回	藤ヶ谷清掃センター	焼却業者に処理委託
もやさないごみ（不燃物）	月2回	藤ヶ谷清掃センター	破碎・磁選後、残渣は焼却
危険ごみ		藤ヶ谷清掃センター	業者に処理委託
蛍光灯・管		中間処理業者	業者に処理委託
資源物（紙類）		中間処理業者	再資源化業者
資源物（びん・缶・ペットボトル）		中間処理業者	再資源化業者
資源物（リターナブルびん）	拠点回収	洗びん業者	洗浄・滅菌処理後、酒造業者に納品
資源物（廃食用油）	拠点回収	※調整中	再資源化
資源物（使用済み小型家電）	拠点回収	認定事業者	業者に処理委託
粗大ごみ	月1回	藤ヶ谷清掃センター	破碎・磁選後、残渣は焼却

②犬・猫等死体処理

土地または建物の占有者は、敷地内にある小動物（犬、猫等）の死体を自ら藤ヶ谷清掃センターに持ち込むことができないときは、町指定のごみ袋に入れ、もやすごみとして指定日に排出する。

また、町道上の小動物の死体は、委託業者による収集後、藤ヶ谷清掃センターで焼却する。国道及び県道の場合は、国土交通省中津維持事務所・別府土木事務所により収集・処分する。

③事業系ごみ

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物で産業廃棄物は除く。）については、排出する事業者が発生・排出抑制や資源化に努め、その処理については、適切に分別したうえで、藤ヶ谷清掃センターに自ら持ち込むか、町長が許可した許可業者による収集・運搬とする。

④適正処理困難物

藤ヶ谷清掃センターでの処理をするにあたり、爆発・引火・感染等危険性のあるもの、有害性のあるもの、処理に著しい支障があるものは、収集・処理はしません。これらの一般廃棄物は、排出者等が自ら購入した販売店、病院、薬店、リサイクル協力店等に持ち込むことにより、適正処理を行います。

なお、水銀使用製品については、住民生活課生活衛生係窓口への持ち込みにより回収を行い、適正処理を行う事業者処理を委託します。

種類	品目	持ち込み先
爆発・引火・毒性を有する恐れのあるごみ	ガソリン・灯油、オイル、廃油（調理用油除く）、ガスボンベ、農薬・劇薬などの薬物、塗料、消火器等	購入した販売店、処方された病院・薬局、リサイクル協力店等
感染性を有する恐れのあるごみ	過程で使用した医療系廃棄物（注射針など）	
その他適正処理が困難なごみ	タイヤ・ホイール、バッテリー、自動車部品（マフラー、スポイラー、バンパーなど）、ボウリングの球、ピアノ、耐火金庫、ブロック・コンクリート・瓦・スレート・石膏ボード・土砂などの建築廃材等、カーボン製品（ゴルフクラブ・テニスラケット・釣竿など）・FRP 製品（スノーボードなど）、フロンガスを使用した空気清浄機・加湿器、太陽熱温水器・ボイラー・電気温水器、太陽光パネル、発電機、焼却灰、石製品、ドラム缶、鉛（釣り用おもりなど）、水温使用製品（血圧計・体温計・一部のボタン電池）など	

⑤家電リサイクル法指定製品

家電リサイクル法で指定された特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）は、過去に購入した小売業者へ引渡し、または、町長が許可した収集運搬業者への依頼、もしくは自ら指定引取場所への持ち込むことにより、製造業者の適正な再商品化を促進する。

⑥指定再資源化製品（パソコン）

資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品のうち、パソコンについては、町による収集運搬及び藤ヶ谷清掃センターでの処理は行わず、製造業者等による自主回収や再資源化を促進します。

⑦医療系廃棄物

医療機関等から排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事業者の責務による処分とし、感染性廃棄物については、産業廃棄物処理業者に事業者が処理を委託する。

ただし、在宅医療系廃棄物については、注射器等鋭利なものは処方した病院もしくは薬局等にて回収していただき、その他については、町の収集とする。

（6）ごみ処理手数料（令和7年4月1日時点）

昭和53年からのごみ処理有料化（指定ごみ袋制）に伴い、日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の減免規定を除き、以下のとおりとする。

なお、規則第5条第3号の町長が認める者とは、ボランティア活動等で町の美化活動に伴うごみ及び町が主催する事業により発生したごみとする。

種別	方法	区分	課金方法	手数料	
家庭 ごみ	委託収集	もやすごみ （可燃物）	町指定ごみ袋	大（45 ㍓相当）	20 円／枚（10 枚入り販売）
		もやさないごみ （不燃物）		小（30 ㍓相当）	10 円／枚（10 枚入り販売）
				大（45 ㍓相当）	20 円／枚（10 枚入り販売）
		リサイクル （資源物） ・びん・缶 ・ペットボトル		小（30 ㍓相当）	10 円／枚（10 枚入り販売）
				大（45 ㍓相当）	20 円／枚（10 枚入り販売）
				小（30 ㍓相当）	10 円／枚（10 枚入り販売）
	粗大ごみ	町指定ゴミ袋（もやさないごみ大）1 枚貼付			
	家電リサイ クル4品目	住民生活課窓口で 現金払い	収集運搬料金	2,200 円／個 ※家電リサイクル券別途必要	
直接搬入	もやすごみ	藤ヶ谷清掃センター 計量棟にて現金払い	20 kgまで	100 円	
	もやさないごみ		20 kgを超える 部分	10 kg増すごとに	
	粗大ごみ			50 円を加算	
事業 ごみ	直接搬入	もやすごみ	藤ヶ谷清掃センター 計量棟にて現金払い 又は登録による月払い	100 kgまで	1,040 円
	または 許可業者	もやさないごみ		100 kgを超える	10 kg増すごとに
		粗大ごみ		部分	100 円を加算

(7) 循環型社会形成の推進に向けての取組

①ごみ減量の推進への意識改革

- ・ごみに関する啓発

町報、ホームページ、デジタルサイネージ、SNS などを通じてごみに関して情報発信を行うとともに、町が主催するイベント出展や地区や学校等においてごみの減量に関する出前講座の開催を行う。

- ・子どもたちへの環境教育の推進

藤ヶ谷清掃センターでは、小学校4年生による社会科見学として施設見学を受け入れます。また、必要に応じて学校で出前授業を行い、日出町における分別・収集の流れについて学び、関心を持ってもらう。

- ・その他環境教育・学習の推進及び支援

各種団体からの依頼により、ごみの分別や減量等にかかる講演や学習会に、職員を講師として派遣する。

- ・事業系廃棄物の分別・適正処理の周知啓発

事業者用「ごみの出し方手引き」をホームページに掲載するなど、事業系廃棄物の減量と適正処理について周知・啓発に努める。

②リデュースの推進

ア) 生ごみの減量

- ・「3きり運動（食べきり・使いきり・水きり）」の推進

食品ロスの削減にもつながる「3きり運動」を推進し、ごみの排出抑制につなげるよう啓発を行う。

- ・生ごみ処理容器の使用の促進

電動式生ごみ処理機やコンポスト容器の購入補助について、町報やホームページ等により周知を行い、利用促進を図ります。

- ・食品ロスの削減

食品ロス削減推進サポーターと連携し、「てまえどり」や「おおいた 3010（さんまるいちまる）運動」、「消費期限・賞味期限の正しい知識」の認知度を向上させるため、町報やSNS等を使って啓発を行う。また、フードバンクの支援や食品ロスの削減を目的に、フードドライブの実施を支援する。

イ) ごみになるものを買わない努力

- ・ライフスタイルの見直し

ごみを出さないために、「無料であっても不要なものは断る」、「安易に使い捨て商品を選ばない」、「壊れたら修理して使用する」など、ライフスタイルを見直す行動を推進する。

- ・流通や小売業者による過剰包装等の自粛

買い物時に、簡易包装を選択したり、マイバッグの持参や使い捨て製品の使用を控える（マイボトルやマイカトラリーなど）ことについて、町報等を活用して啓発する。

ウ) ごみ減量と処理費用負担の適正化

- ・家庭ごみ有料化制度の適正化

日出町では昭和 53 年から指定ごみ袋により、家庭ごみの有料化を行っており、約 40 年間料金は据え置かれている。ごみ処理を取り巻く環境の変化や町民のニーズを総合的に勘案して料金の見直しや指定ごみ袋のサイズの見直しを行う。

あわせて、現在、指定ごみ袋 1 枚を貼付するのみで回収している粗大ごみの収集運搬手数料についても、処理手数料の公平性及びリユース等の推進を進めるため、適切な価格設定を検討する。

③リユースの推進

- ・不用品の再使用・再利用の活動の支援

町民によるリユースを促進するため、循環型社会の形成に積極的に取り組んでいる民間事業者の事業を活用したリユースなど、町民が気軽にできる活動等について、ホームページやSNSなどで周知する。

- ・リユース容器の活用の推進

酒造業者及び洗びん業者と連携して取り組んでいるリユース容器（一升びんや5合びん）の回収ステーションを拡充し、回収量の拡大を図る。【 3か所 → 6か所 】

④リサイクルの推進

ア) 集団回収運動の推進

アルミ缶、びん類、紙類の回収量の増加を図るため、回収団体の取組を支援する。

イ) 拠点回収等による直接資源化の促進

- ・使用済小型家電

役場庁舎や町の施設など9か所に回収ボックスを設置し、拠点回収を行う。また、小型家電リサイクル法の認定事業者によるパソコンを含む使用済小型家電の宅配便を利用した回収を促進する。

- ・廃食用油

役場庁舎や町の施設など6か所に設置した回収ボックスで拠点回収する。

- ・リユースびん

酒屋等による自主回収を促進するほか、役場庁舎や町の施設など6か所に設置した回収ボックスで拠点回収する。

- ・使用済インクカートリッジ

『インクカートリッジ里帰りプロジェクト』に参加し、役場庁舎にてブラザー・キャノン・エプソン・HP の純正インクカートリッジの回収を行う。（広域認定申請中）

- ・古着

循環型社会の形成に積極的に取り組んでいる民間事業者の事業を活用して、拠点回収できるよう検討する。

ウ) 分別回収の推進

- ・ 分別の徹底等に向けた啓発活動

町報、ホームページ、ごみ収集日程表、SNS などを活用して啓発を行うとともに、転入者に対し、別杵速見地域広域市町村圏事務組合（令和6年度発行）作成の家庭用ごみの出し方手引き「資源とごみの分け方・出し方」を配布する（令和6年度当初に全戸配布済み）。また、必要に応じて英語版を作成し、配布する。

エ) グリーン購入等

- ・ 役場内におけるグリーン購入等の推進

役場内において、再生紙の使用促進、環境対応物品の使用拡大、職員に貸与している被服についてリサイクル製品を購入するなど、積極的にリサイクル製品を利用する。

- ・ グリーン購入の普及拡大

事業者と町民に対し、グリーン購入の普及拡大を図る。

オ) 資源物の分別回収区分の見直し

- ・ 現在、「びん・缶・ペットボトル」混同となっている区分を「びん・缶」「ペットボトル」に分けて回収するよう検討する。

カ) 各種リサイクル法への対応

- ・ 各種リサイクル法に基づき、適切な処理を行うよう努める。

(8) 収集運搬計画

① ゴミ出しマナーの向上と収集運搬許可業者への指導の強化

- ・ ゴミ出しマナーの向上に向けた啓発活動の実施

分別違反などでごみ出しルールが守られていないものについては、ステッカーの貼付を行い、回収を行いません。なお、ルールの周知については、町報・ごみ収集日程表・SNS などを活用して啓発を行う。

- ・ 安全で適正な排出に向けた指導啓発の実施

清掃センターや収集運搬車両での火災防止のため、ガス缶やスプレー缶の分別回収を継続する。周知については、町報・ごみ収集日程表・ホームページなどの媒体を使って啓発を行う。

- ・ 収集運搬許可業者への指導の強化

藤ヶ谷清掃センターが実施する展開検査に立ち会い、搬入実態の確認を行うとともに、センター搬入時に違反物の搬入があれば受け入れを拒否するとともに、産業廃棄物が事業系一般廃棄物に混入しないよう、分別の徹底による適正処理を指導する。

- ・ 無許可業者への指導の実施

無許可で不用品回収行為を行う業者を把握した場合は、指導を行う。

- ・ 越境ごみ阻止の強化

展開検査等で越境ごみが発覚した場合は、近隣市町と連携し、許可業者の指導を行う。

②効率的な収集運搬体制の整備

・ごみステーション設置等補助金制度

ごみステーションの設置に関して補助金を交付し、ごみステーションの整備を促進し、ごみの収集運搬効率を向上させる。

・委託業者との連携

委託業者と緊密に情報共有を行い、収集実態を確認するとともに、効率的な収集運搬体制を構築する。

・生活介助を要する町民への収集支援体制の検討

家庭から排出されるごみ等を、自ら所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者等の世帯に対し、他制度での利用状況も含めて検討を行う。

(9) 中間処理・最終処分計画

①安定した中間処理体制の確保

・ごみ処理施設の適正かつ安定した管理、運営

今後控える藤ヶ谷清掃センターの大規模基幹設備改良工事に向けて、清掃センターを維持管理・運営する別杵速見地域広域市町村圏事務組合及び構成2市1町で連携して協議を行い、適正な整備を行う。

②再資源化処理の推進

・焼却残渣の再資源化の推進

藤ヶ谷清掃センターの焼却主灰の再資源化を引き続き行うとともに、焼却飛灰の再資源化に向けて検討を進める。

・不燃物の再資源化

藤ヶ谷清掃センターにおいて、破碎・磁選により、選別した鉄やアルミ等の再資源化を行う。

③最終処分場の延命化

・焼却灰の再資源化の推進

藤ヶ谷清掃センターの焼却飛灰の再資源化を行うことで焼却灰の全量再資源化に伴い、埋立量を減少させる。

(10) その他の取組

・近隣自治体との連携

広域圏事務組合を構成する別府市、杵築市と連携し、担当学会議等を実施し、プラスチックの分別収集・処理を含め、ごみ減量対策を推進する。

・海洋プラスチックごみ対策

海洋に流れ出て生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されているプラスチックごみの発生を抑制するため、啓発チラシの作成・配布を行うなど、大分都市広域圏の7市1町で連携し取り組む。

- 不法投棄及び野焼きの禁止への指導

不法投棄を予防するためのパトロールを行うとともに、野焼きの禁止について、町報やホームページなどを使って周知啓発を行う。

- 災害廃棄物の処理処理体制の構築

平時より、災害廃棄物が発生した際のごみの出し方を町報などで周知し町民に準備していただくとともに、発災した際には災害廃棄物仮置き場の設置など迅速に対応できるよう関係機関等と実務的な協議を重ね、初動マニュアルを作成する。また、必要に応じて平成 30 年策定の「日出町災害廃棄物処理計画」及び令和5年作成の「日出町災害廃棄物処理マニュアル」を見直す。